

ご旅行条件【要旨】 ●お申し込みの際には、この旅行条件(要旨)と別途お渡しするご旅行条件書を必ずお読みください。

■募集型企画旅行契約

この旅行は、株式会社阪急交通社(【観光庁長官登録旅行業第1847号】(以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。募集型企画旅行契約の内容、条件は、このパンフレット、別途お渡しする旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)ならびに募集型企画旅行契約(募集型企画旅行契約)によりします。

■旅行の申し込みと旅行契約の成立

●当社または当社の受託営業所に、(以下「当社」といいます)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、お一人様につき申込金(原則として旅行代金の20%相当額)を添えてお申し込みください。申込金は、旅行代金、取消料または違約料のそれぞれ一部または全部として取り扱います。旅行契約は、当社が契約の締結を承認し、申込金を受領した時に成立するものとします。「振込み」の場合はお客様が振込み手続きが完了した時点で、「ゆうちょ」銀行口座自動引き落としの場合は引き落としされた時点で成立します。なお、特定コースにつきましては、別途パンフレットなどに定めることとなります。●当社では、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けています。●この場合、旅行契約は予約の時点で成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当該通知に記載されている期日までに申込金(旅行代金の全額または一部)を受領した時に成立するものとします。この期間内に申込金(旅行代金の全額または一部)を提出されない場合は、予約はなかったものとして取り扱います。●当社では、同一コースにおいて、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。●契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。●当社では、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選定した構成者を契約責任者とみなします。●当社では、契約責任者が構成者に対して負いき、又は将来負担することが予測される義務については、何の責任を負うものでもありません。【重要】お客様のローマ字氏名を海外旅行参加申込書に記載する際は、旅券(パスポート)に記載されている通りに記入してください。間違えて記入された場合はお客様の代替の場面に準じて、第12項(1)のお客様の登録手数料(10,000円)をお支払いいただきます。なお、運送・宿泊機関などの事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除させていただく場合があります。この場合には第13項による所定の取消料をいただきます。

■申し込み条件

●未成年の方は保護者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とする場合があります。●特定の旅客層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。●慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障がいをお持ちの方、補助具使用の方で特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能な合理的範囲内でこれに応じます。その旨にお断りし、当社が旅行者のために適切な措置を要する費用は旅行者の負担とします。なおこの場合、医師の診断書または所定の「お問い合わせ」を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者・同伴者の同行など条件を設けていただくコースの一部について内容を変更させていただく、又はご希望のない他の旅行をお勧めする場合があります。●妊婦が妊娠によるお断りまたは乗船外の場合があります。妊婦中にてご参加の方は、お客様ご自身の責任においてご参加頂くことを条件とします。ただし妊娠の経過に降(出産予定日4週間以内)の参加目標および出産予定日が過ぎるに場合は健康診断書の提出が必要です。また、航空運賃および前記の14日以内の場合は、産科医の出席が必須です。いずれの場合も現地事情や運送・宿泊機関等の状況により、お申し込みをお断りさせていただきます。お客様のご負担ご負担の目的の同伴者の同行等を条件とさせていただきます。●お客様が旅行中に疾病、障がいその他の事由により、医師の診断または加療が必要と当社が判断する場合は、当社は、旅行の円滑な実施をため必要な措置をとらせていただく場合があります。なお、これにかかると一切の費用はお客様のご負担となります。●お客様の都合により別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件を受け付ける場合があります。また、お客様の都合により旅行の行程から離脱する場合は、事前にご自身の復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。●お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申し込みをお断りすることがあります。●そのご都合の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りすることがあります。

■旅行代金とお支払い方法

旅行代金とは契約書面に旅行代金として表示した金額を言います。ただし、パンフレットに記載(または別途、当社が案内)したお一人部屋を使用される場合や、航空機・宿泊機関のクラス変更等の追加料金がある場合にはこれに加算し、割引料金がある場合には、これを減額した額を言います。この額は申込金、取消料および変更補償金を算出する基準となります。●旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目は、旅行開始日前の当社が指定する期日までに、お支払いいただきます。

■旅行代金に含まれるもの

●旅行日程に記載した航空機、船舶、鉄道、バス等利用運送機関の運賃・料金(この運賃・料金は、運送機関の課す付加運賃・料金(原価の水準の乗客変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件)に限らずあらゆる旅行者に一律に課されるもの)を含みます。●旅行日程に記載した宿泊料金および税・サービス料金(パンフレット等に特に記載がない限り、2人部屋に2人ずつの宿泊を標準とし、尚、一部訪問国、都市においては、現地で徴収される税金等は含まれていません)。●旅行日程に記載した食事料金および税・サービス料金。●旅行日程に記載した観光料金(ガイド料、入場料金)。●手荷物の運送料金。●お一人様・スーツケース1個の手荷物運送料金(お一人様20kg以内が原則となっており、但し、重量・体積により異なる場合があります。これは係員がお知らせ)

●なお、手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に運送委託手続を代行するものです。また、一部の空港・駅・ホテルではポーターがない等の理由により、お客様ご自身で運搬していただく場合があります。●団体行動中のチップ。●添乗員付コースの場合は添乗員が同行するために必要な諸費用 ※上記諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

■旅行代金に含まれないもの

●前項に記載したもの以外の旅行代金に含まれません。その一部を例示します。●超過手荷物料金(各種運送機関で定めた重量・容量を超えるもの)。●クルーズ料金、電話・電報料、ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加料金等個人消費の性質の諸費用およびこれに係る税・サービス料金。●一部訪問国・都市において、宿泊機関で現地で宿泊者個人より徴収する税金等の諸費用。●旅行日程中の各国空港税、出国税およびこれに類する諸税(日本国内通行料を除きます。ただし、空港税等を含んでいることを当社のパンフレットで明示したコースをのぞきます)。●運送機関の課す付加運賃・料金(燃油サーチャージ)。●遺失手続関係諸費用(旅券印紙代、査証料、予防接種料金、出国カード作成等)にかかる渡航手続取扱料(傷寒・疾病保険料等)。●希望するお参加されるオプションツアー(別途料金)の小旅行の代金。●日本国内の空港施設使用料及び旅保安サービス料。●日本国内においてご自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費、手荷物運送料および旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費。●傷害・疾病に関する医療費等。

■お客様の交替

●お客様は、当社の承諾を得た場合に限って、旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方向へ譲渡することができます。(ただしコースにより、また時期により当該交替を一切お受けできない場合があります。)この場合、当該お客様は取消料のお支払いに替えて当社に当該交替に関する手数料として、取消料を支払っていただきます(ただし、取消料対費用外の場合は除きます。また、既に航空券を発行している場合、別途再発券にかかわる費用を申し受ける場合があります。)

■旅行契約の解除・変更

●お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、お客様が当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出されたときを基準とします。

* 日本を出発するまたは入国時に航空機を利用する旅行契約の取消料

旅行契約の解除期日	取消料(お一人様)
① 旅行開始日がピーク時のとき、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたるとか31日目にあたるとか(②～③に該当する場合は除く)	旅行代金の10%
② 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたるとか3日目にあたるとか(③～④に該当する場合は除く)	旅行代金の20%
③ 旅行開始日の前7日以降(④に掲げる場合を除く)	旅行代金の50%
④ 旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の100%

★「ピーク時」とは旅行開始日が12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、および7月20日から8月31日までをいいます。●特定コースについては、別途お渡しする旅行条件書またはパンフレット記載の旅行条件によりします。また、日本入国時に船給を利用するコースについては、当該船給に係る取消料の規定によりします。●お客様の都合が契約書面に記載した最少数人員に満たないときは、旅行の実施を取りやめることがあります。この場合、ピーク時に旅行を開始するものにあつては、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目にあたるとかより前日、またピーク時以外に旅行を開始するものにあつては、同じく23日目にあたるとかより前に旅行を中止する旨を通知します。●天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関のサービス提供の中止その他のお客様の申し出に理由なく、契約書面に記載した旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となる場合、またはおそれが極めて大いときは旅行契約の内容の変更または解除することがあります。詳しくは別途お渡しする旅行条件書によりします。

■当社の責任・お客様の責任

●当社は、旅行契約の履行にあつては、当社または手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物について生じた損害は21日以内当社に通知があった場合に限り、お一人様あたり15万円を限度として賠償します(当社に故意または重大過失がある場合は除く)。お客様が天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関のサービスの提供の中止、自由行動中の事故、食中毒、盗難等の事由により損害を被られたときは責任を負いません。詳しくは別途お渡しする旅行条件書によりします。●お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為もしくはお客様が当社の約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠償を受け付けません。●お客様が、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行契約の条件について理解するように努めなければなりません。●お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。●特別補償 当社は、当社の責任が生じるか否かを問わず、特別補償規定に定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に障害を被ったときに、死亡補償金、後遺症障害補償金、入院見舞金、通院見舞金、および手荷物に被った一定の損害について補償金を支払います。 ※事故による傷害・治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救援者費用等には一切適用できません。●旅程保証 ●当社はパンフレットに記載した契約内容のうち、次のような重要な変更が生

じた場合、旅行代金の1%~5%の所定率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、ひとつの募集型企画旅行契約につき15%を上限とし、また補償金の額は1,000円未満のときは支払いません。 ●当社は、お客様が任意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替えて、同等価値以上の物品・サービスの提供を要する場合があります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)	旅行開始日の前日旅行開始日以降日までにお客様にお客様に通知した場合
①パンフレット等に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレット等に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③パンフレット等に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備の額を上回った場合は除きます)	1.0%	2.0%
④パンフレット等に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤パンフレット等に記載した本邦内での旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥パンフレット等に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦パンフレット等に記載した宿泊機関の種類または名称の変更(変更後の宿泊機関の等級がパンフレット等に記載した宿泊機関の等級を上回った場合は除きます)	1.0%	2.0%
⑧パンフレット等に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記の①~⑧に掲げる変更のうちパンフレット等のホームページに記載がなかった事項の変更	2.5%	5.0%

注1:最終旅行日程表が交付された場合には「パンフレット等」とあるのを「最終旅行日程表」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、パンフレット等の記載内容と最終旅行日程表に記載の内容との間または最終旅行日程表の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に生じたときは、それぞれの変更1件として取り扱います。注2:第3号または第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。注3:第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。注4:第4号または第7号もしくは第8号に掲げる変更が1乗車船等または1泊につき1件として取り扱います。

●次に掲げる変更の場合も、変更補償金を支払いません。

①旅行日程に支障をきたさず天災、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、欠航、休業等運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、運送、不通、遅延スケジュールの変更等当初の運行計画による運送サービスの提供 ②旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置

■旅行条件の基準期日

この旅行条件は2024年4月1日現在の運賃・料金を基準としております。

■個人情報のお取扱いについて

お客様よりお預かりする個人情報のお取扱いについては、ご旅行条件書巻末の「個人情報のお取扱いについて」をご参照ください。

■その他

●当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。●ご乗車代金は、旅行開始当日を基準に満2才以上~12才未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始当日を基準に、満2才未満で航空機及び客室におけるベッドを専用として使用しない方に適用します。●お申し込みの際にバスポート記載の名前が違つて申し込まれた場合、出発前にお名前を訂正していただく場合があります。訂正内容の訂正に際しては、出発前にお名前を訂正していただく場合があります。●バスポート(旅券)・ビザ(査証)について 訪問国によっては、バスポートをお持ちでも、入国時に一定の残存期間が必要となる場合や、ビザが必要となる場合があります。当パンフレット掲載コースの訪問国の条件につきましては、各国のインフォメーションをご参照ください。(日本国籍の方が観光目的で短期入国する場合は除きます)これらの情報は各国の諸事情により予告なく変更される場合があります。●旅行先によっては、外務省海外危険情報等、安全関係の情報が発表されている場合があります。お客様ご自身で確認いただけますようお願いいたします。現地の治安および衛生状況は、以下のサービスでも確認いただけます。 外務省(外務省海外安全ホームページ) : <http://www.anzen.mofa.go.jp/> 厚生労働省(検疫感染症情報) : <http://www.forth.go.jp/> ●旅行業約款(募集型企画旅行契約)について この条件書に定めのない事項は当社の旅行業約款によりします。当社旅行業約款をご参照ください。 ●当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合があります。同サービスに関するお問い合わせ、登録等はお客自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であったサービスが受けられなくなった場合は、理由の如何に関わらず当社は責任を負いません。

販売店専用ダイヤル ●東京予約センター (03) 6745-1881 ※お客様からの直接のご予約、お問い合わせはお受けしていません。 ご予約、お問い合わせは下記受託販売店へお願いいたします。

旅行企画・実施 ●お問い合わせ・ご予約は 受託販売 01-24-0415

心に届く旅 阪急交通社 55 旅ステーション 0120-926-733

Direct to your heart 株式会社 阪急交通社 観光庁長官登録旅行業第1847号 岐阜県各務原市蘇原柿沢町2-47 一般旅行業取扱管理者 棟木昭夫 ANTA正会員

JATA 旅行業公正取引協議会 代理店用ホームページアドレス <http://hankyu-travel.com/agent/tyo> 総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に際し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご連絡なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。